大館市農業委員会総会議事録

令和5年6月15日

大館市農業委員会総会議事録								
1. 開会	会の日時	日時	令和 5	5年6月	15 日(オ	て) 午後 2	時 00 分	開会
お	よび場所	場所	比内約	総合支所	3階 =	大会議室		
2. 出席	第委員の氏 々	名(17 名	名)					
1番	渡邊 久	、留美	8番	髙坂	千悦	16番	菅原	和久
2番	石山	元一	9番	藤盛	久登	17番	虻川	マキ子
3番	阿部	重信	10番	菅原	一成	18番	安部	幸美
4番	斎藤	重春	11番	小畑	美恵子			
5番	小林	大樹	13番	畠山	繁司			
6番	小畑	純市	14番	浅利	瑞穂			
7番	伊藤	昇	15番	糸屋	由衛門			
3. 欠昂	席委員の氏々	名(2名)					
12番	富樫	英悦	19番	渡邉	久雄			
,						,		
4. 委	員以外の出	席者				なし		
	職氏名							
5. 出席した事務局 局		·····································	長	鳥潟	克次			
職員の職氏名 次		次	長	宮崎	直人			
係		係	長	工藤	学			
6. 議事		1 2 1	番	石山 元	<u></u>	3番	阿部	重信
7. 書記		工崩	※ 学					
·								

	報告・議案
報告第 12 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知に ついて
報告第 13 号	農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認可について
議案第 30 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 31 号	農地法第 5 条の規定よる賃借権(使用貸借による権利)設定 許可申請に対する処分について
議案第 32 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付に ついて
議案第 33 号	農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)
議案第 34 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。 初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。 事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、12番 富樫 英悦 委員、19番 渡邉 久雄 委員より、都合により 欠席するとの連絡がありました。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

~異議なしの声多数あり~

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号2番 石山 元一 委員、議席番号3番 阿部 重信 委員にお願い します。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務 局から説明願います。

局長 最初に、1ページをお開き願います。

5月総会から6月総会までの業務報告についてであります。

続いて報告第12号です。

2ページをお開き願います。

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知 について

次のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知 があったので報告する。

令和5年6月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

3ページをお開き願います。

内訳は 3 ページから 7 ページに記載のNo.141 からNo.152 の 12 件で、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を解約したものであり、地目は田で 50,829 ㎡と畑で 10 ㎡、面積合計は 50,839 ㎡となっております。

利用権設定の解約 12 件の内訳は、No.141、142 は「転用するため」、No. 143 は「錯誤のため」、No.144 と 146 は「他に貸すため」、No.145、147~152 は「農地中間管理機構に貸すため」であります。

続いて報告第13号です。

8ページをお開き願います。

報告第 13 号 農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認可について

次のとおり、秋田県知事から農地中間管理事業の推進に関する法律第 18条第7項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可する通知があっ たので報告する。

令和5年6月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

9ページをお開き願います。

内訳は記載の「農用地利用配分計画の概要」のとおりで、権利の設定を した 69 筆を 17 件に集約され、集積配分された面積合計は 113,906 ㎡と なっております。 配分を受ける者の氏名、住所、期間及び面積は記載のとおりであります。

報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

1番(渡邊 久留美 委員)

報告第12号のNo.143の事由で「錯誤のため」とはなにか。

事務局

貸人が自分で耕作しようとしている所まで貸してしまったことから、解 約となったものです。

1番(渡邊 久留美 委員)

報告第 12 号のNo.141 と 142 の事由で「転用するため」とはなにに転用するのか

事務局

No.141 は議案第 31 号の NO4 号と関連あり、一般住宅を建設するものです。また、No.142 は道路として大館市が寄付をうけるものです。

議長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第30号「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

10ページをお開き願います。

議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する 処分について 次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分(許可、不許可の決定)について意見を求める。

令和5年6月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

11ページをお開き願います。

内訳は、11ページから13ページのNo.28~34の7件で、地目は田が32,100㎡、畑で426㎡、面積合計は32,526㎡であります。

譲受の事由は、No.28、29、31、34は「経営拡張」、No.30は「持分移転」、 No.32、33は「農地売買支援事業により」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に 記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号(第1号 ~第6号)に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に 記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号(第1号~ 第6号)に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第30号 No.28~34 について審議します。 何かご意見ご質問等ございませんか。

8番(髙坂 千悦 委員)

No.32 と 33 の「農地売買支援事業により」とはなにか。

事務局

農地売買支援事業は、担い手へ農地を集積する一環の事業で、通常は公社売買と言われるものです。No.32 と 33 を分割で公社売買しており今回で 完済となったため譲受人に所有権移転するものです。

議長

暫時休憩します。

~休 憩~

議長

それでは再開します。

~再 開~

議長

他にないようですので、議案第30号 No.28~34 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第31号「農地法第5条の規定による賃借権(使用貸借による 権利)設定許可申請書の送付について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

14ページをお開き願います。

議案第31号 農地法第5条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見 (許可・不許可相当)を求める。

令和5年6月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

内訳は 15 ページのNo.4、5 の 2 件で、地目は田 282 ㎡と畑で 441 ㎡、面積合計は 723 ㎡です。

No.4 の転用の目的は、一般住宅を建築するものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。 法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてでありますが、申請地は、市立東中学校から南東へ約 540m に位置する第 1

種中高層住居専用地域の3種農地で、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてでありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.4 の位置図及び配置図は 16, 17 ページに記載のとおりであります。

続きましてNo.5の転用の目的は、一般住宅を建築するものであります。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてでありますが、申請地は、法務局から北西へ約600mに位置する第1種中高層住居専用地域の3種農地で、農地法運用の第2の1の(1)のカの(ア)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてでありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.5 の位置図及び配置図は 18, 19 ページに記載のとおりであります。 よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.4、5 の現地調査の結果を議席番号9番の藤盛 久登 委員よりご報告願います。

9番(藤盛 久登 委員)

9番の藤盛 久登です。

議案第31号について、去る6月2日に髙坂 千悦 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

議案第 31 号No.4 についてであります。申請者が父親から農地を借受けて一般住宅を建築しようとするものです。

申請地は16ページの位置図になります。

この場所は、東中学校から南東に約 540mに位置し、市道 有浦東台線から市道 有浦二ツ屋区画 11 号線に入り 160m進んだ左側の農地で、現在は休耕地として管理されていました。

17 ページの配置図をご覧ください。転用にあたっては、0.53m盛土して北側の市道そして南側の親がオーナーのアパートと西側の通路に高さを合わせ、東側はコンクリート擁壁を設置し土砂流出を防ぐ計画です。

雨水は敷地内浸透処理し、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水する ことから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

次に、議案第 31 号No.5 であります。こちらも申請者が父親から農地を借受けて一般住宅を建築しようとするものです。

申請地は18ページの位置図になります。この場所は、市道 大町山館線と市道 旭ヶ丘2号線の交差点から400mの距離にあり、市道 旭ヶ丘2号線を東へ向かい、右折して市道 旭ヶ丘3号線に入った農地で、現在は休耕地として管理されていました。

19 ページの配置図をご覧ください。転用にあたっては、0.20m盛土して南側の宅地の高さを合わせ、東西そして北側は法面保護し土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道に放流する 計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、藤盛 久登 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 31 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 31 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第32号「農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書 の送付について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

20ページをお開き願います。

議案第32号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付 について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請 があったので、大館市長に送付するにあたり意見(許可・不許可相当)を 求める。

令和5年6月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

21ページをお開き願います。

内訳は、21 ページのNo.15、16 の 2 件で、地目は田で 2, 118 ㎡であります。

No.15 は資材置場(兼)雪捨場を造成しようとするものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてでありますが、申請地は、大館市役所から北に、約 420mに位置する第 1 種住居地域の 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(1)のの1 の 1

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準につ

いてでありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.15 の位置図及び配置図は、22、23 ページに記載のとおりであります。

No.16 は宅地分譲地を造成しようとするものです。

No.16 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてでありますが、申請地は、市立東中学校から東に、約 540mに位置する第 2 種中高層住居専用地域の 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてでありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.16 の位置図及び配置図は、24、25 ページに記載のとおりであります。 よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.15、16 の現地調査の結果を議席番号8番の 髙坂 千悦 委員よりご報告願います。

8番(髙坂 千悦 委員)

8番の髙坂 千悦です。

議案第32号について、去る6月2日に藤盛 久登 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、議案第32号No.15であります。申請者が農地を購入し資材置き場や雪捨て場として利用しようとするものです。

申請地は22ページの位置図になります。この場所は、市道 国道7号と市道 独鈷通町線の交差点から東方向へ80mほど進んだ右側の宅地裏の農地で、現在は休耕地として管理されていました。

23 ページの配置図をご覧ください。転用にあたっては、0.10m盛土します。北側、西側は既設コンクリート擁壁があり、東側は既存のコンクリートブロックが設置されていました。南側にコンクリートブロックを埋設し土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は発生しないことから特に 問題は無いものと見てまいりました。

次に、議案第 32 号No.16 であります。申請者が農地を購入し宅地分譲用地として土地造成を行うものであります。

申請地は24ページの位置図になります。この場所は、薬王堂大館店駐車場の南側に位置する農地で、現在は休耕地として管理されていました。

25 ページの配置図をご覧ください。転用にあたっては、0.30m盛土して東側の市道に出入口を設け摺り付け区画で市道より約 0.14m下がります。北側、西側、南側は新設のコンクリート L 型擁壁を埋設して土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は地下浸透及び水路放流とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道に放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、高坂 千悦 委員から、現地調査の結果報告があった議案第32 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 32 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第33号「農地利用集積計画の決定ついて(利用権設定)」 を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

26ページをお開き願います。

議案第33号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和5年6月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

内訳は27ページから29ページまで、令和5年度農用地利用集積計画(第3号)の新規に利用権を設定するものと再設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 152 から新 - 191 までの 40 件であります。

契約期間別の内訳についてでありますが、新規の契約期間 3 年が 7 件、5 年が 3 件、6 年が 1 件、10 年が 29 件で、地目は田で 306,668 ㎡、畑で55,153 ㎡の面積合計が 361,821 ㎡であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、 権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは「議案第33号 新 $-152\sim191$ 」について審議します。

議長

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「議案第 33 号 新-152~新-191」について、原 案のとおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第34号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取 について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

30ページをお開き願います。

議案第34号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第4項の規定に基づき、 農用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和5年6月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

内訳は31ページから32ページまで、令和5年度農用地利用集積等促進計画(第1号)の新規に権利を移転するものが記載されております、

決定依頼の件数は、権 - 1 から権 - 18 までの 18 件であります。

権利移転の地目は田で 150,908.20 ㎡と畑で 2,855 ㎡、面積合計が 153,763.20 ㎡であります。

権利の移転を受ける者の住所・氏名、権利の移転をする者の住所・氏名、権利を移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、農用地利用集積等促進計画(権利移転)の調書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

まずは、この計画は新しい案件ですので、事務局より説明願います。

事務局

法律の改正により、いままでの農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画が、農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用集積等促進計画に移行されます。現在、地域計画を2年間で作成予定であり、それに基づき農用地利用集積等促進計画となるため、2年間の猶予があり、二つの計画となっております、

議長

それでは「議案第34号 権-1~18」について審議します。 何かご意見ご質問等ございませんか。

3番(阿部 重信 委員)

議案では(案)となっているが、なぜか。

事務局

農業委員会で議案として決しなければ(案)のままです。

13番(畠山 繋司 委員)

中間管理機構を通して借りているもので、名義を移転したものという事なのか。

事務局

その通りです。

14番(浅利 瑞穂 委員)

受けるものと移転するものの住所が一緒なのはなぜか。

事務局

移転するものの住所に法人の事務所があるからです。

議長

他にないようですので、「議案第 34 号 権 $-1\sim18$ 」について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 当面の行事日程にいて説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。 ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項なし
- ・会長より全国農業委員会会長代表者集会・県選出国会議員要請集会・ 県北地区農業委員会長会視察研修についての報告

議長

これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後3時10分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月15日

議	長		
議事録署名	委員2番		
議事録署名為	委員 3 番		

議案第30号 №28		所有権移転 • 賃借権設定	• 使用貸借権設定
土地の所在		大館市商人留字商人留・・・	
		住 所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	大館市商人留字商人留・・・	00 00
胡		住所	氏 名
護受(借)人		大館市商人留字商人留・・・	$\triangle \triangle \triangle \triangle$
作 成 者		農業委員会事務局	E藤 正樹

条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、6月5日、藤盛 久登 農業委員と浅利 瑞穂 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

議案第30号 No.29		所有権移転 • 賃借権設定	• 使用貸借権設定
土地の所在		大館市川口字長里・・・ 外・筆	
		住所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	埼玉県三郷市高州3丁目・・・	00 00
胡		住所	氏 名
I	譲受(借)人	大館市川口字長里・・・	$\triangle \triangle \triangle \triangle$
作 成 者		農業委員会事務局	E藤 正樹

条項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が保全管理を 行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡 大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画 である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業 上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じな いものと考える。 なお、6月4日、安部 幸美 農業委員と丸岡 信 雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用 状況等を確認した。	する

議案第30号 №30		所有権移転 • 賃借権設定	• 使用貸借権設定
土地の所在		大館市大披字下悪戸・・・ 外・筆	
		住所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	秋田市中通三丁目・・・	00 00
胡		住所	氏 名
I	譲受(借)人	大館市大披字後沢・・・	$\triangle \triangle \triangle \triangle$
作 成 者		農業委員会事務局	E藤 正樹

条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今回は持分移転のため経営土地の移動はない。本申請地持分は譲渡人の1/6を取得し、譲受人の持分は2/6となる。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、6月4日、富樫 英悦 農業委員と虻川 久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議案第30号 No.31		所有権移転 賃借権設定	• 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市曲田字沢口・・・		
		住 所	氏 名	
申請者	譲渡(貸)人	川崎市多摩区西生田1丁目・・・	00 00	
胡		住所	氏 名	
	譲受(借)人	大館市葛原字後小路・・・	$\triangle \triangle \triangle \triangle$	
作成者		農業委員会事務局	E藤 正樹	

条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでは譲受人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、6月3日、糸屋 由衛門 農業委員と畠山薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

議案第30号 №32		所有権移転 賃借権設定	• 使用貸借権設定
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・ 外・筆	
		住 所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	秋田市山王四丁目・・・	00 00
胡		住所	氏 名
	譲受(借)人	大館市山田字茂屋・・・	$\triangle \triangle \triangle \triangle$
作 成 者		農業委員会事務局	E藤 正樹

		<u> </u>
条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、農地中間管理機構が行う農地売買支援 事業により所有権移転をするものである。本件の権 利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総 合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、6月3日、石山 元一 農業委員と前田 主 幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用 状況等を確認した。	するしない

議	案第30号 №.33	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
	土地の所在	所在 大館市山瀬字山瀬・・・ 外・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		秋田市山王四丁目・・・	00 00
	譲受(借)人	住所	氏 名
		大館市山田字茂屋・・・	$\triangle \triangle \triangle \triangle$
	作 成 者 農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、農地中間管理機構が行う農地売買支援 事業により所有権移転をするものである。本件の権 利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総 合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、6月3日、石山 元一 農業委員と前田 主 幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用 状況等を確認した。	するしない

議	案第30号 No.34	1 所有権移転・ 賃借権設定・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町笹館字堅田・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字二本杉後・・・	00 00
	譲受(借)人	住所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	$\triangle \triangle \triangle \triangle$
	作 成 者 農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。なお、6月4日、菅原一成農業委員と岸 恭司推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない